

平成23年度発達障害教育指導者研究協議会実施要項

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1 目的

各都道府県等において、発達障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資することを目的とする。

2 期 日

平成23年8月4日（木）から5日（金）までとする。

3 会 場

国立特別支援教育総合研究所 研修棟他

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話 046-839-6827、6828、6895（研修情報課研修係がイールン）

4 研修内容

本研修は、各地域における発達障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導に係る現状と課題について、講義、協議等を行う。

特に、幼稚園及び高等学校からの参加を想定し、分科会を構成する予定である。ただし、参加者数等によっては、調整する場合があります、必ずしも希望に添えないことがある。

（予定分科会）

第一分科会：発達障害のある幼児児童への取り組み（幼稚園段階における課題を中心に）

第二分科会：発達障害のある生徒への取り組み（高等学校段階における課題を中心に）

5 参加者の推薦等

(1) 参加対象

教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。

※特に、幼児期及び高等学校段階の発達障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導に関して、指導的立場にある教職員を想定

(2) 募集人員

募集人員は、100名とする。

※両分科会とも50名程度を想定

(3) 推薦手続

次の者を推薦者とする。

ア 国立大学の附属学校の教員については、当該国立大学長とする。

イ 公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は当該政令指定都市の教育委員会教育長とする。

ウ 私立学校の教員については、当該都道府県知事とする。

推薦者は、参加候補者を選定し、別紙1（推薦様式）により本研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦する。

推薦期限は、平成23年5月20日（金）とする。

(4) 参加者の決定

ア 理事長は、推薦のあった者の中から参加者を決定し、その結果を推薦者に通知する。

なお、推薦状況によっては、調整する場合がある。

イ 参加者は、協議等を円滑に進めるための題材として、レポートを提出することとする。

なお、レポートの書式等を含め、受講に当たっての連絡事項は参加者決定の後、推薦者を經由し、別途指示する。

6 参加の中止

研修の開催に先だって受講を取り止める場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得るものとする。

7 宿泊施設の利用

参加者は、原則として、研究所の研修員宿泊施設に宿泊するものとする。ただし、遠距離の者の利用を優先させることとする。

8 研修期間中に要する経費

受講料は徴収しないが、研修員宿泊施設利用に伴い宿泊料を徴収する（別紙「研修期間中に要する経費」を参照）。

9 その他

- (1) この要項のほか、本研修に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 本研修修了1年後を目処として、参加者及びその任命権者に対して、アンケート調査等を実施する予定である。